

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和7年4月1日(火)
開会 午前10時
閉会 午前11時37分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長)梅村均、(副委員長)片岡健一郎
(委員)谷平敬子、木村冬樹
5 欠席委員 なし
6 出席議員 関戸郁文議長、井上真砂美副議長、水野忠三議員、日比野走議員
7 説明員 なし
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同主幹田島勝己
9 委員長あいさつ
10 議長あいさつ
11 協議事項

- (1) 3月定例会の振り返りについて
(一般質問通告書について)

木村委員：一般質問の通告の「～について」という表記について、議会だよりの研修で分かりにくいと言われている。慣例集には「等」を使用しないよう記載されているのみである。「～について」は、表題に使用するのはいいと思うが、細目には使用せず具体的に書いたほうがよいと思う。ヒアリングを行えば当局には伝わるが、傍聴者にも分かりやすくしたほうがよい。
梅村委員長：慣例集に載せるか、地道に説明していくしかない。この件については会派に持ち帰りをお願いしたい。

- (議員名札の掲示及び反問の議事進行の件について)

片岡副委員長：一般質問で議員の氏名を掲示しているが、代表質問の際はどうか。もう1点、反問の際に確認している間は一般質問の制限時間に含めないはずだが、時間を止めなくてよいか。休憩に入らなかったと思う。

関戸議長：今回は議案質疑だったので制限時間の問題はなかったが、休憩した方がよいと思う。

片岡副委員長：確認する際は休憩しなくてもよいのか。

梅村委員長：すぐに終わるのであればそれでもよいと思う。

片岡副委員長：一般質問の際に制限時間が減るといけないので、手順を統一

したほうがよいのではないかと思った。

梅村委員長：代表質問の名札は、つけたほうがよいと思う。次回から代表質問でも名札を設置する。反問については、確認の際は休憩することとする。

今回は市長側の対応もあやふやだった。適切に行うようにしたい。

議会事務局長：代表質問は演壇で行うため、名札を設置すると画角を引いたり変えたりして工夫する必要がある。そうでなければ吊り下げ方式の名札を使用する方法も考えられる。

木村委員：演壇は映っていないのか。

議会事務局長：ギリギリ映っていない。

木村委員：横に設置するか。

議会事務局長：その点は課題にしたい。

(総務・産業建設常任委員会の請願の審査について)

議会事務局長：委員に紹介議員がおらず、委員外議員の堀江議員に発言機会を設けた。発言を認めるかどうかを諮ったと思うが、会議規則第89条第1項に委員外議員の発言について定めがあり、必要があれば出席を求めて意見や説明を聴くことができるという規定がある。本来であれば出席を求めておくことが運営上正しかったと思う。第2項で委員外議員からの発言の申出についての記載があるが、こちらは委員会を開催している中で発言したい委員外議員が出た場合のことだと考える。

片岡副委員長：出席を求めた場合、請願者の横に座る形か。

議会事務局長：座る場所は委員の中でよいと思う。

木村委員：まれなケースだがありうる。今後は会議規則に基づいて運営する。

(常任委員会全般について)

議会事務局長：審査が既に終わった質疑区分を質疑してしまった委員がいた。

また、財務常任委員会で開始時刻に遅れた委員がいたが、録画配信の映像にも残るので注意していただきたい。また、質疑の際に質問をせず意見のみ述べる委員も何人かいた。

梅村委員長：質問でない場合は委員長から制止してほしい。

議会事務局長：財務常任委員会3日目冒頭で、消防本部が後日回答とした回答を行ったが、回答後に委員会を再開する発言があった。そのため、委員会の質問に対する回答であるのに委員会外の発言となってしまう、当局からも運営がおかしいのではという指摘があった。こういったことがある際は事務局にあらかじめ言っただけであれば進行について対応するので教え

ていただきたい。

谷平委員：今回は当日急に言われた。

(請願の訂正について)

議会事務局長：請願者の問題かもしれないが、請願の訂正が多かった。紹介議員も内容の確認をきちんとしてもらいたい。

(常任委員会での説明員の混雑について)

議会事務局長：財務常任委員会の初日冒頭でアルコープや廊下が職員で混雑していた。隣の第1委員会室も予約してあったが、人が集中する時間帯はやむを得ない。委員会室の座席配置を入れ替える案も出ている。

梅村委員長：配席の入れ替えをすると電源位置の問題がある。

議会事務局長：混雑を回避するために休憩すれば隣の部屋と入れ替わりできると思う。

木村委員：シナリオ中に職員の入れ替えがある部分を記載できないのか。そこで必ず暫時休憩すればよい。

議会事務局長：委員会のシナリオは簡易的になっており、休憩は委員長の判断にお任せしている状況である。

木村委員：質疑区分が変わる際は毎回休憩を入れてはどうか。

梅村委員長：水野委員長の際は職員の交代の有無にかかわらず毎回休憩していた。

木村委員：必ず暫時休憩するようにしよう。

関戸議長：電源や録画の画角調整の問題もあると思うが、各課長から配席を入れ替えてもらえるとありがたいという意見が様々な理由で多く出ている。

木村委員：しばらくは休憩してゆっくり入れ替えしてはどうか。

梅村委員長：混雑が続くようなら考える。

(常任委員会での説明員の欠席報告について)

議会事務局長：財務常任委員会3日目は建設部長が欠席であった。会議録上は3日分まとめて作成するため欠席と記載されないが、会議の冒頭で言うべきでないかと思った。

谷平委員：委員長から言おうと思っていたが忘れていた。欠席することは初日の前に言われていた。

議会事務局長：本会議と異なり委員会は説明員の出席依頼をしていないので、必ず出席してもらおうものでもない。出席していた場合は出席者として記録

しているものである。

木村委員：議員としても説明員の欠席は知っておいたほうがよい。説明員が欠席の場合、開会前に欠席者を報告してはどうか。

議会事務局長：課長以上など、何かルール化して報告しては。

片岡副委員長：課長以上の欠席は報告するということがいかが。

- ・ 常任委員会では課長以上が欠席している場合は冒頭で委員長が欠席を報告することとした。

(採決終了後の発言訂正について)

議会事務局長：採決が終わった議案について発言の訂正があった。執行機関側の問題であるが、発言には十分注意してもらいたい。場合によっては再審査になる可能性もある。

木村委員：執行機関にしっかり伝えてほしい。

(一般質問のヒアリングについて)

議会事務局長：場所について、議員ロビー、図書室、正・副議長応接室というルールで行っているが、共産党の議案ヒアリングと重なって、部屋の不足が発生した日があった。

梅村委員長：やむを得ない場合は、別の部屋を用意してはどうか。

議会事務局長：1時間以内で終わっていただければ重ならないが、時間を超えた場合があった。

梅村委員長：ヒアリングを1時間以内に終わられるように準備してやっています。

(ライブ配信について)

議会事務局長：ライブ配信の際に音声が出なくなる問題があった。対策として配信を午前と午後に分けた。4月以降も同様に実施するためご承知おきいただきたい。

(委員外議員について)

日比野議員：委員外議員も出席許可を得れば討論が可能になるのか。

梅村委員長：討論は委員のみである。

木村委員：説明と意見を聴くことができるという規定である。

(2) 慣例及び実例集について

梅村委員長：資料に基づき追加した事例について説明。

- ・資料に基づき協議し、次のとおりとした。

第3章 本会議

第3節 休会

3 翌日に予定していた議事日程を本日の議事日程に追加して審議したため、議決により翌日を休会とした。

同例として（令和6年9月定例会）及び（令和7年3月定例会）を加える。

第7節 代表質問、委員会代表質問及び一般質問

[代表質問]

6 質問者が3人であったので、議会運営委員会において2番目の質問者の開始時刻を午後からとした。（令和7年3月定例会）を加える。

[一般質問]

13 前日午前中までにデータを提出することと、議場で配布する補足説明資料の表紙を統一した。（令和7年3月定例会）

14 令和6年12月定例会から一般質問の際に、質問席に議員の氏名を記した席札を設置した。（令和6年12月定例会）

13及び14を加える。

第9節 先議

1 先議したことがある。

(22) 令和6年度岩倉市一般会計補正予算（第2号）

（令和6年6月定例会）

(23) 石仏公園整備工事（土木工事）請負契約の変更について

（令和7年3月定例会）

(22)及び(23)を加える。

第16節 紹介及びあいさつ

13 教育長の就任あいさつを就任後の最初に開催された臨時会を欠席したため、次の定例会の開会式の中で、議長及び市長の開会あいさつの後に登壇して行った。（令和6年6月定例会）を加える。

第18節 議場避難訓練

6 定例会一般質問3日目の議長（副議長が代行）の開議宣告直後に議場避難訓練を実施した。訓練放送後に休憩を取り、訓練メニューを消化した。（令和6年12月定例会）を加える。

第4章 議案

第5節 人事議案の取扱

5 副市長の人事については、議会最終日に追加提案がされた。

(実例) 平成21年6月定例会、平成25年3月定例会、平成29年3月定例会、令和3年3月定例会、令和7年3月定例会 下線部分を加える。

第7節 意見書及び決議等

7 委員会提出の意見書及び決議等の発議については、所管の委員会委員長を提出者とした。(平成26年5月臨時会)を加える。

7から12までを1繰り下げ、8から13までとする。

第7章 請願及び陳情

第1節 請願及び陳情の取扱

11 みなし採択とされたことがある。

(8) 令和6年12月定例会において提出された「再審法(刑事訴訟法の再審規定)の改正を求める意見書の採択を求める請願」は、令和6年12月定例会の請願第9号「再審法改正を求める意見書の提出を求める請願」が可決されたため、みなし採択とされた。を加える。

15 採択、一部採択及び趣旨採択とした請願について、市長に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求するものと決した。

(実例) 請願第2号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書(趣旨採択)」(令和3年9月定例会)

(実例) 請願第1号「加齢性難聴者への補聴器購入等に対する公的支援を求める請願書(採択)」、請願第2号「加齢性難聴者への補聴器購入助成を求める請願書(一部採択)」(令和6年6月定例会)

(実例) 請願第6号「保育の充実を図るため育休退園制度の廃止を求める請願書(採択)」(令和6年9月定例会) 下線部分を加える。

第11章 岩倉市議会サポーター

第1節 岩倉市議会サポーター設置

7 令和6年8月1日に、再任を含めた第7期サポーターとして、議長が26名に委嘱した。を加える。

第13章 その他

第1節 決算認定

1に次の2件の実例を加える。

(実例) 決算証書類審査の日程を一般質問最終日の翌日から3日間とした。(令和5年9月定例会)

(実例) 決算証書類審査の日程を3日間とし、時間については、午前10時から午後4時とした。(令和6年9月定例会)

2 決算特別委員会の委員には、議会選出の監査委員は入らない取扱とした。(平成7年9月定例会)

決算特別委員会の委員には、前年の議会選出監査委員は入らない取扱とした。(平成17年9月定例会)

平成27年9月定例会において、歳入歳出決算認定については、前年の議会選出監査委員は採決のみ加わらない取扱とした。

下線部分を加える。

5 決算証書類の閲覧について、個人情報保護の観点などから事前申請した証書類のみをタブレット端末で閲覧できる方式に変更した。閲覧希望の証書類申請期間は、告示日から10日間とし、会計管財課での準備期間は5日間とした。(令和6年9月定例会)

6 財務常任委員会での質疑区分について、組織機構改革に伴い、説明員の数を調整するため、一部細分化した。(令和6年9月定例会)

5及び6を加える。

第5節 他自治体との交流

7 令和6年11月12日(火)、議員互助会の視察として、大野市を訪問。(議場見学及び議会改革について懇談)を加える。

第7節 議会の映像配信

5 令和7年3月定例会から本会議全てについて、試行的にインターネット配信(ライブ)を行うこととした。を加える。

第11節 文書質問

(同例) 令和2年4月に議員から文書質問書が議長を經由し市長へ提出された。

(同例) 令和5年5月に議員から文書質問書が議長を經由し市長へ提出された。

(同例) 令和5年9月に議員から文書質問書が議長を經由し市長へ提出された。

3項目の同例を加える。

(3) その他

(岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱について)

梅村委員長：見直しが前回途中になっていた。結果報告が経過に変わっていたが、結果報告は会議規則に記載があるのでここに記載しなくてもよいという意味でよいか。

議会事務局長：第8条は実態とそぐわないため削除した。

木村委員：報告は議会として受けるのか。委員会で受けるのか。

関戸議長：委員会だと考える。

議会事務局長：形式としては議長から市長に請求しているため、市長から議長に報告される。進展がないという回答がきた場合、委員会は開催しないと思う。案の内容については例規担当が確認済みである。

- ・案のとおり決することとした。

1 2 その他

なし